

ベトナム・フエ近郊の村落社會と親族集團の形成

——一八〜一九世紀タインフオック村の事例——

上 田 新 也

はじめに

- 一 開耕氏族における支族・支派の形成
 - 二 開耕氏族における祖先祭祀
 - 三 開耕氏族における族資産の形成
- おわりに

はじめに

ベトナム中部のフエ周邊域は、一五世紀まで沈香などの海上交易により繁榮していたチャンパの勢力圏であったが、一五世紀末の黎聖宗のチャンパ遠征によりキン族の支配下に組み込まれ、その後のキン族の入植により農業開發が進展した地域である。一七〜一八世紀の分裂期にはベトナム中部を本據地として南進政策を進めた廣南阮氏の首邑が置かれ、一九世紀に入ると統一を果たした阮朝の首都が置かれるに至る。

このようにフエ周邊域は一五世紀末以降、急速にキン族社會が發展した地域であるが、廣南阮氏期の研究は對外交易や

南進といった對外的側面に偏っている。そこで描かれる廣南阮氏治下のキン族像は、既に農業開發が限界に達しつつあった紅河デルタに逼塞する人々とは異なり、フロンティアを求めて次々と南下していく移住民の社會として描かれる。⁽¹⁾しかし一言で移住が盛んであるとはいっても、全ての人々がそうであったわけではない。フロンティアを求めて次々と南下する人々がいる一方で、ある段階で移住せずに入植地に踏みとどまる人々も當然ながら存在しており、人數的にはむしろそのような人々が圧倒的多数であろう。そのようにして形成されていった數々のキン族集落における農業開發の進展や集落運営の變遷、つまり移住先におけるキン族社會がどのようにして成熟していったのかという社會史的検討はなおざりにされてきた。そのため、廣南阮氏政權下の一七〇一―一八世紀の社會と一九世紀初頭に成立する阮朝期社會との接續、連続性といった點が不明瞭になっている。特に廣南阮氏と阮朝の首都が置かれ、比較的初期に開發が進展したフエ周邊域についてはこのような研究が必要である。

一方でフエ周邊域には多くの漢喃史料を保存している集落が散在しており、現在ベトナムや日本の研究者による史料の収集が進められている。これらの史料はフエ周邊域でのキン族社會の形成を明らかにする上で重要史料であることは間違いないが、今後フエ周邊域の社會史的研究が急速に進展することが豫想される。筆者もこの一環として二〇一〇年三月より二〇一一年九月にかけてフエ北郊の清福集落 (Thôn Thanh Phước, xã Hương Phong, huyện Hương Trà, tỉnh Thừa Thiên-Huế) を中心として斷續的に史料収集や聞き取り調査を行い、その結果の一部については既に前稿において報告し、以下のような集落史を明らかにした。⁽²⁾ 清福集落は一五世紀後半に黎聖宗のチャンパ遠征にともなうキン族の入植により成立した集落であるが、その後、漸次的に耕地が擴大され一七世紀後半に近隣集落と耕地が接する状態となり、耕地の擴大は限界に達している。⁽³⁾ これにともない一八世紀初頭には近接集落との間で土地紛争も発生している。また一九世紀に阮朝が成立して以降、清福集落はフエ防衛の重要據點とされ、水軍の駐留・造船官廠の設置などが行われている。この結果、集落内の居住人口は増加したと考えられ、それまでフオン河沿いに擴がっていた居住區が一九世紀以降にポー河沿いにも擴大し、最終

的に現在のフォン河（ポー）河沿いに擴がるV字型の居住區が形成されるに至る。

このように清福集落では農業開發は少なくとも一七世紀末には限界に達していたにもかかわらず、フェ防衛上の據點として位置附けられたために、その後も外部人口の流入が繼續していた。一方で清福集落に現存する西山朝、阮朝の丁簿を見ると、一八世紀末の段階で立村當初より居住しているとされる開耕氏族（七族）、とりわけ潘・阮・黎の有力三族によりほぼ寡占されており、開耕氏族に屬さない人々の人丁登錄は皆無である。これは實質的には集落内での公田受給權、集落運営の參割權が先住氏族により獨占され、後發移住者の參入を阻んでいたことを意味している。つまり清福集落においては農業開發の限界、人口の飽和状態を迎えた状況下において、集落内における既得權の分配から後發移住者を排除することにより、先住者が持つ既得權を減少させないようにする構造が一八世紀末の段階で成立していたと言える。

ここで注目すべきは、清福集落という地縁集團が後發移住者の參入を阻む手段として、特定の親族集團への歸屬の有無という血縁的紐帶を用いている點である。現在、キン族にはゾンホ（*cong ho*）と呼ばれる父系親族集團が廣く分布しており、大半の傳統的キン族集落は複数の父系親族集團により構成されている。一方で父系親族集團の擴がりも多くが一集落内にとどまり、集落を越えた領域的な擴がりを持つ事例は少ない。⁴つまり傳統的キン族集落は複数の父系親族集團の聯合體という側面があると同時に、父系親族集團は集落という地縁集團の内部組織としての側面も有しており、両者は密接な關係を持っている。従って傳統的キン族集落の形成過程を検討するにあたっては、單に集落を地縁集團として分析するだけでなく、その集落を構成している父系親族集團の成立、變容についても検討することが必要となる。⁵本稿ではこのような視點から、前稿に引き續き豊富な史料に恵まれているフェ近郊の清福集落を事例として、以上に述べてきたような集落史の中で、現在に繋がる父系親族集團がどのように變容していったのかを明らかにしたい。

なお本稿では主史料として清福集落において収集された史料を利用するが、ほとんどの史料には題目等はなく、また現時點で文書館等に收藏されていないため史料番號等もない。そのため引用に際しては、撮影者が史料撮影時に便宜的に附

した整理番號を使用することとする。整理番號は清福集落の亭 (danh) に所藏されているものについては「DTP〇〇」、清福集落の寺院 (洪福寺) に所藏されているものは「CTP〇〇」、清福集落内の氏族の祀堂もしくは族長宅に所藏されているものは「TP氏族名〇〇」としている。

一 開耕氏族における支族・支派の形成

先述のように、清福集落では一七世紀後半には耕地擴大が限界に達した結果、集落の既得權益を守るために地縁集團としての凝集力が強まり、少なくとも一八世紀末には集落成員權は先任親族集團により獨占されていた。このような状況の中で後發の移住者に對しどのような對應をとっていたのか、本節では検討していく。しかし清福集落における家譜史料群は前稿で見たように、⁶⁾まず族人の姓名を記すことに重點を置いており、過去の族人を世代ごとに整理する、あるいは世代間の血縁關係を記すという意識は稀薄である。そこで、本稿では筆者の聞き取りにより得られた後發移住者への對應を補足することにより情報の缺如を補っていきたい。

最初に開耕氏族の構成について簡単に説明を加えておく。清福集落の有力氏族としては潘・阮・黎の三族があげられるが、なかでも族人数の多い潘・阮の二族はさらに三つの支族に分かれており、具體的には潘族の場合、潘有氏・潘文氏・潘玉氏、阮族の場合、阮玉氏・阮登氏・阮文氏に分枝している。さらに各支族は「第一派」「第二派」というように幾つかの「派 (phai)」に分かれているのが通常である。従って潘族・阮族の場合、例えば「潘族―潘文氏―第一派」というように三層構造をとっている。

まず潘族・阮族について検討するが、この二族における分枝の時期や経緯については不鮮明な部分が多い。前稿で潘有氏や阮玉氏の家譜を分析して明らかにしたように、清福集落における家譜編纂は全體的に世代を強く意識した記述形式を取っておらず、特に一八世紀以前に關してはこの傾向が強い。始祖から數世代と、修譜から數世代のみが詳細で、時間の

経過に合わせてその中間の世代を引き延ばして世代数を水増しするという手法をとっており、結果として「中空構造」と呼ばれるタイプの家譜となっている。⁽⁷⁾ このため家譜に記載されている世代数を鵜呑みにするのは危険をとまなうが、潘族の長支とされる潘有氏、阮族の長支とされる阮玉氏の家譜と各支族の家譜の世代数を比較する限り、おおむね一六世紀後半～一七世紀後半の間に潘族の潘文氏・潘玉氏、阮族の阮登氏・阮文氏などが分枝したと推測される。後述するように各支族の中で支派形成した人物の姓名が一八世紀後半の家譜の中には既に記載されており、少なくともこの時期には潘族、阮族が既に分枝していたのは確實である。

従って潘族・阮族が分枝した経緯についても詳細は不明であるが、これを探る上で興味深いのは各支族間における同族意識のあり方である。例えば現在の潘族族長 P L 氏によれば、同姓不婚の適用範囲については、かつては支族内での婚姻は不可、各支族間の婚姻は可能であったが、近年、潘族内での婚姻を禁止したという。これは現在の若者は大半が集落を出て都市部で働いており、集落外の人々と婚姻するのが容易になったためであるという。これに類似するケースはベトナム北部の红河デルタにおいても確認されている。それによれば、親族集団内の一部の人々のミドルネーム (en den。潘有の「有」、阮玉の「玉」などに当たる) を変更し、形式上は別の一族であるということにして相互の通婚を可能とする。つまり親族集団内に人工的に外婚単位を創出することにより同姓不婚則の適用を回避するという事例が報告されている。⁽⁸⁾ 清福集落の潘族の事例は、かつてこのようにして創出された外婚単位が、現在の状況変化により以前の姿に戻されたと考えることもできる。また阮族についても現在は三支族に分かれているが、阮登氏と阮文氏の家譜では、支族祖から數世代については「阮大郎」とあるのみで姓名は記されておらず、忌日も伝わっていないため、長支である阮玉氏と同様、阮族全體の始祖である阮爲の忌日を支族の忌日としている。同姓不婚則については潘族と同様であり、基本的に支族内での婚姻は不可、支族間の婚姻は既に分枝して長期間を経ているため可能とされている。このように現在の潘族・阮族は、それぞれ分枝しながらも依然として同族意識は強く持ち続けている一方、各支族間での同姓婚については容認する傾向が強い。こ

表1 阮玉氏家譜における女性名の増加

整理番號 編纂年	[TP 阮玉 2] 1765 年	[TP 阮玉 25] 1798 年	[TP 阮玉 5] 1860 年	[TP 阮玉 4] 1924 年	[TP 阮玉 6] 1954 年
増加人数	81 人	4 人	148 人	45 人	8 人
増加内譯	阮姓 67 人 潘姓 6 人 黎姓 2 人 陳姓 2 人 胡姓 1 人 吳姓 1 人 阮文姓 1 人 阮玉姓 1 人	阮姓 4 人	阮姓 125 人 潘姓 17 人 陳姓 2 人 張姓 1 人 范姓 1 人 吳姓 1 人 黎姓 1 人	阮姓 32 人 潘姓 10 人 黎姓 1 人 宋姓 1 人 ■姓 1 人	潘姓 3 人 阮姓 2 人 胡姓 1 人 黎姓 1 人 陳姓 1 人
阮姓割合	83.7%	100.0%	84.5%	71.1%	25.0%

れを見る限り、少なくとも分枝して以降の各支族が集落内で外婚単位としての役割を擔ってきたことは確かであろう。しかしこのような状況を想定するとすれば、かつての清福集落では集落内での婚姻が多數行われていたということが前提となる。そこで特に潘族と阮族の婚姻状況について検討しておく。

まず一八世紀～二〇世紀にかけての家譜が特に充實している阮玉氏の各家譜より婚姻状況のあらましを明らかにする。清福集落の家譜は大半が男性・女性に分けて姓名を列擧する形式であり、列擧されている人数は男性と女性とほぼ同數、もしくは女性名の方が若干多い傾向がある。このように女性に關する情報が相對的に多いのが清福集落の家譜の特徴の一つであるが、前稿で検討した阮玉氏の各家譜における男性名列擧部分と同様、女性名列擧部分についても家譜を繼修するたびに新たに死亡した女性を家譜に追加していくことにより情報の更新がなされている。例えば阮玉氏現存最古の一七一九年修譜の家譜「TP 阮玉 24」には合計一三三名の女性名が列擧されているが、その次の一七六五年修譜の家譜「TP 阮玉 2」では新たに八一名の女性が追加されている。これらの女性名は一七一九年～一七六五年の間に死去した阮玉氏男性の妻、もしくはその女兒ということになる。このように家譜の繼修時に追加された女性の姓名をまとめると【表 1】のようになる。

【表 1】において、それぞれの繼修の際に追加された女性名のうち、阮姓以外の女性については阮玉氏の男性と婚姻した他族の女性と考えると間違いないであろう。

その内譯をみると潘姓が最も多い。これは清福集落内の潘族女性との婚姻と考えるのが自然である。潘族以外の他姓女性となると數的に限られ、黎姓、陳姓、吳姓、張姓などが散見するが、これらは開耕氏族である七族の中に含まれる姓であることは注意を要する。現在の清福集落においては、潘族・阮族以外の七族としては黎族が清福集落内の存続するのみであり、陳・張・吳・黃の四族は斷絶している状態にある。しかし一七八六年の西山朝丁簿を見る限り陳・張・吳の三族は少ないながらもまだ存在しており、一八九〇年の阮朝丁簿で陳姓が一人のみとなり、吳姓・張姓が消滅する。¹³つまり清福集落内で吳族・張族が消滅したのはおおむね一九世紀初～中頃、陳族が消滅したのは一九世紀末以降と考えられる。一方、【表1】を見ても、同様の傾向が見られ、張姓・陳姓は一八六〇年の修譜で追加されて以降、姿を消しており、陳姓のみが一九五四年の修譜で一名追加されている。この様に阮玉氏の各家譜の繼修において吳姓、張姓が消滅する時期と、清福集落の人丁構成における潘・阮・黎による寡占状況の進行する過程が時期的にリンクしていることから、黎姓、陳姓、吳姓、張姓の女性についても集落内における婚姻である可能性が高い。明らかに七族以外の女性との婚姻と考えられるのは胡姓、范姓、宋姓の女性のみとなる。

次に阮姓の女性について見ると、一七六五年、一七九八年、一八六〇年の修譜で追加された女性名における阮姓の割合は八〇%を越えているが、二〇世紀に入ると減少傾向となる。これら全てが阮玉氏男性の妻というわけではなく、阮玉氏族人の世帯に生まれて他氏族に嫁いだ女性も數多く含まれていると見るべきであるが、現時点で兩者を見分ける手段はない。またキン族は姓のバリエーションが少なく、近隣集落にも多くの阮姓が存在するため、これらから嫁いできた女性が含まれる可能性も捨てきれない。しかし、幸い阮文氏の家譜には清福集落では例外的に一族内の血縁関係を詳細に記した一九〇一年修譜の家譜「TP阮文1」が現存している。¹⁴同家譜は阮文壁を「高祖」とし、そこから一九世紀末に至るまでの族人男性の姓名、その妻子の姓名を列挙している。清福集落の家譜は一般的に世代數に關する記述が曖昧でありそのまま鵜呑みにはできないものがほとんどであるが、この「TP阮文1」については阮文壁以降の族人の血縁関係をかなり詳

細に記していることから世代数は信用できる。従って一世代を二五年前後とした場合、阮文壁はおおむね一八世紀後半の人物となり、そこから一九世紀末までの族人の情報を記したと考えられる。この「TP阮文1」において妻、正室、側室、妾などと記載された女性については、他集落から嫁いだ女性の場合は「貫く」と原貫地が記されており、集落内の女性であるか、集落外の女性であるのか比較的明瞭である。これによると一八世紀後半から一九世紀末に阮文氏男性に嫁いだ五四人の女性のうち、阮姓が二三名、そのうち他集落出身二名となり、集落内において阮文氏男性と阮玉氏・阮登氏の女性の間での婚姻が多数行われていたと推測される。

このように潘族・阮族については支族への分枝の経緯は詳細不明ではあるが、集落人口の大半がこの二族によって寡占されている状況下で、各支族は同姓不婚則を回避しつつ集落内での婚姻を容易にするための外婚単位として機能していたと考えられる。これは清福集落における集落成員権の開耕氏族という親族集団によって獨占されていたのと密接に關係していると考えられる。以下では各支族における支派の形成を見ることによって先住氏族と後發移住者の關係について見ていきたい。

まず最初に筆者が清福集落における聞き取り調査で確認できた支派形成と移住者に關する三つの事例を紹介した後、史料における支派形成について検討していきたい。

【事例1】潘有氏第五派

現在の支派長であるPHV氏は『武文族本派奉修』「TP潘有第五派1」なる一九八五年編纂の家譜を所有している。PHV氏によれば、第五派の支派祖は阮朝期に廣義省から「水師」として清福集落に移住して潘有氏の女性と婚姻した後、族加入申請(xin nhap vào)をして潘有氏の構成員として認められ、潘有氏の中で一つの支派を形成したものであるという。上記の家譜においても廣義省平山縣平河總安富村出身の高祖副衛尉武文枝が潘氏道と婚姻したことになっており、この證言とほぼ一致している。PHV氏によれば潘有氏第五派は潘族、潘有氏の忌日とは別個に支派祖である武文枝の忌日(陰

曆六月三〇日)を支派の忌日として持つている。武文枝は清福集落において死去したが、墓は原貴地の安富村にある。潘氏道の墓は集落内にあるとのことである。

【事例2】阮登氏第三派・第四派

NĐC氏(阮登氏族長兼第一派長)及びNĐH氏(阮登氏第二派長)によれば阮登氏は現在、四つの支派に分かれているが、そのうち第三派と第四派では女性を支派祖としている。第三派の支派祖は Nguyễn Thị Lịch なる女性で、夫は Lê Văn Luc なる清化出身の人物とされている。また第四派の支派祖は Nguyễn Thị Yên なる女性とされているが、夫の姓名は不明である。恐らく武人の妻 (vợ chồng) であつたのではないかとのことであつたが、詳細は不明であつた。

【事例3】黄氏(族加入の未遂例)

清福集落の開耕氏族の一つとして黄氏が挙げられているが、この黄氏は一九世紀末に清福集落に移住してきた全く別の一族である。現族長のHT氏(一九三五年生)によれば、祖父の Huỳnh Huệ は水兵として清福集落に移住し、潘文氏の女性である Phan Thi Thanh と婚姻した。その子供の Huỳnh Vui も同じく潘文氏の女性である Phan Thi Chau と婚姻し、夫妻の間に生まれたのがHT氏である。HT氏は潘文氏との二代にわたる婚姻関係を根拠として族加入申請をして潘文氏に入ろうとしたが、抗佛戦による混乱により果たせなかつた。その後、社会主義政権により南北が統一され、集落内で開耕氏族のみが特権を持つ状況が解消されたため族加入申請をする意味自体がなくなり、黄氏のまま現在に至っている。

これら三つの聞き取り事例により、清福集落への移住について幾つの特徴が見いだせる。第一に、聞き取りにより得られる情報の多くは一九世紀までが限界とならざるをえないが、それらの事例を見る限りほとんどが廣南省・廣義省からの水軍關聯の移住者である。これは一九世紀以降、清福集落がフェ防衛上の軍事據點とされ、水軍部隊が駐留していたことによるものであろう。第二に、【事例2】で女性を支派祖としていることからわかるように、親族集團内における女性の扱いに強い原則性が見られない。この背景には、恐らく清福集落への移住者の大半が軍事關係者であるという事情が

密接に関わっており、清福集落の女性と婚姻した武官や兵士が、その後の配置轉換や兵役を終えて原貫地へ歸るなどの理由により他所へ移動し、妻子が集落内に取り残されてしまったというようなケースが想定される。これに對し兵役を終えた後も集落に残り定住したのが【事例3】である。第三に集落成員權を持てるのは實質的に開耕氏族である潘・阮・黎の三族の構成員のみであるため、移住者が集落成員權を得るためにはこれら三族との婚姻關係が必須であつた。しかし移住者の社會的地位などにもよるが、通常は移住者が三族の女性と婚姻したからといって卽座に構成員となることはできない。特定の一族と數代に渡り婚姻を繰り返したのち、初めてその族に加わることが認められる。

次に、以上のような清福集落における支派形成の特徴を考慮しつつ、清福集落の史料から移住者への對應を検討する。まず挙げられるのは阮登氏祠堂に現存する史料「TP阮登1」である。これは族加入申請に際して阮登氏に對し提出された文書と考えられるが、以下のように記されている。

清福社の阮文鵠等、詞を立て著人・附派を乞わんが事の爲にす。民の曾祖考陳項、阮族阮氏媿と配し、係るに是れ戚屬の親情に緣り、輒ち敢えて具呈す。貴族 民等譜籍に入るを許し、戚屬の情 萬頼なるを表しめんことを。今肅んで呈す。⁽¹⁵⁾

丁亥年拾月貳拾貳日

阮文鵠點指

阮文□點指

阮文請點指

干支により作成年が記されているため年代特定が困難だが、史料の状態から恐らく一八八七年と推測される。これによれば曾祖父の陳項が阮氏媿なる女性と婚姻したことを根據として阮文鵠以下の三人が阮登氏に加入を申請していることが分かる。聞き取りの【事例3】を考慮すると陳項が阮登氏の女性と婚姻した後、その子や孫の世代においても阮登氏と婚姻

を繰り返して、最終的に曾孫の阮文鵠らの世代が族加入申請をするに至ったと考えるのが自然である。¹⁶⁾

次に阮玉氏の各家譜についてみる。現在、阮玉氏の祠堂には一七一九年～一九六七年にかけて修譜された七つの家譜が現存しており、各家譜における世代深度については前稿において検討した。¹⁷⁾ 清福集落における家譜の記述方式としては、全體を男性の部と女性の部に分け、男性の部には男性族人の姓名を列挙し、女性の部には女性族人の姓名を列挙するという特徴があり、阮玉氏の各家譜もこれを踏襲している。しかし一七九八年修譜の家譜「TP阮玉25」を見ると男性の部「阮氏瑪」「阮氏渾」なる明らかに女性名としか考えようのない人物が二名混入している。一七九八年の修譜に先行する家譜は一七六五年修譜の「TP阮玉2」であるが、この家譜にはこれらの女性名は見られない。従って阮氏瑪と阮氏渾という二人の女性は一七六五～一七九八年の間に死去し、一七九八年の修譜の際に新しく書き加えられた人物である。しかし一七九八年の次に継修された一八六〇年の家譜「TP阮玉5」では男性の部からこの二人の姓名が削除されている。その前後の男性の姓名についてはそのまま引き寫されていることから、これは單なる誤寫ではなく意圖的削除と考えられる。

こうした男性の部への女性名の混入は、どのような状況を想定すべきであろうか。ここで参考となるのは支派祖を女性とする場合があるという聞き取りの【事例2】である。先述のように【事例2】の場合、女性が支派祖とされたのは移住者との婚姻が原因として擧げられるが、阮氏瑪と阮氏渾の場合についても同様の状況を想定することは可能であろう。その際に一族女性と婚姻した男性移住者を家譜に記載するのではなく、便宜的に婚姻女性を男性扱いとして男性の部に記載したため、一七九八年の家譜「TP阮玉25」では男性の部に女性名が混入することになったと考えられる。一方、一八六〇年の家譜「TP阮玉5」において男性の部から女性名が削除された理由は明白である。これはたとえ便宜的にはあれ男性の部に女性名が混入するような記述はふさわしくないと編纂者が意圖的に削除したものであり、そこには父系血縁原理にもとづき男女を峻別する儒教的思考の影響が看取できる。

次に阮登氏の家譜についてみる。阮登氏の家譜も阮玉氏の場合と同様、基本的には姓名を男性・女性に分けて族人の姓

名を列擧するのみの家譜であるが、一八五六年修譜の家譜「TP阮登5」や一八八七年修譜の家譜「TP阮登6」には男性の部に「附族黎文縁」として阮姓以外の人物が混入している。先の聞き取りの【事例2】においては第三派の支派祖は Nguyễn Thi Lich なる女性、夫は Lê Văn Lưc なる清化出身の人物とされていたが、「黎文縁」を現代ベトナム語に音譯した場合「Lê Văn Lưc」となり、同一人物である。従って移住者が族内に加入して新たな支派を形成した際、一八世紀の阮玉氏の修譜とは異なり、一九世紀の阮登氏は修譜の上では「附族」と但し書きを附けた上で移住男性を記載するという對應を取っている。これは阮玉氏の一八世紀の修譜において男性の部から女性名を削除したのと同じく、男女の別を強く意識した對應と言える。

以上、清福集落の開耕氏族における支派形成を中心として移住者への對應について見た。清福集落では軍事關係者を中心とした移住者が開耕氏族の女性と婚姻し、その後「xin nhap vo」と呼ばれる族加入申請を経て開耕氏族内で支派形成する事例が散見する。聞き取りや史料から確認できる一九世紀以降の事例を見る限り、數代に渡り特定の開耕氏族と婚姻を繰り返す必要があるなど、父系血縁原理の適用により容易に開耕氏族の一員となることはできない仕組みになっており、これがひいては移住者の集落成員權獲得を困難とすることに繋がった。しかし一八世紀以前についてみると、例えば阮玉氏の家譜において男性の部に女性名が混入する状況から見てもわかるように、父系を一應の原則とはしつつも、その適用に關してはかなり柔軟な側面が見受けられる。このような状況は、現在も阮登氏において支派祖を女性としている事例があるように、一九世紀以降完全に解消したわけではないが、概して一九世紀以降、儒教的な父系血縁原理の適用がより嚴格になっていると言える。

二 開耕氏族における祖先祭祀

前節では清福集落の各親族集團が一九世紀以降、父系血縁原理を強化することにより、後發移住者の集落成員權の獲得

を阻んでいたことを明らかにした。この背景には明らかに男女の別を重視する儒教の影響が認められる。そこで本節では親族集團の儒教的儀禮における重要な構成要素である祖先祭祀に注目して、清福集落における各親族集團の宗教實踐の變容を検討する。¹⁹⁾

まず、祖先祭祀がどの時点まで遡れるかであるが、最も史料の豊富な阮族長支の阮玉氏の場合、祀堂に現存する最古の家譜は一七一九年の「T P 阮玉 24」であり、少なくとも一八世紀初頭には父系血縁原理に基づいた祖先祭祀がある程度行われていたのは確實である。また潘族長支とされる潘有氏については清福集落の開耕神であり、潘族の始祖とされる潘粘の事跡をしるした『大宗潘族給憑』が一七七五年、また現存最古の家譜は一七七七年であり、一八世紀後半までしか遡れないが、始祖の位牌が一八世紀前半に製作されていたことが確認できる。²⁰⁾ このことから少なくとも一八世紀初頭には潘族・阮族の長支において祖先祭祀が開始されていたことは確認できる。

しかし、先述の阮玉氏最古の家譜「T P 阮玉 24」における祭文の部分を見ると、實際の祖先祭祀の實踐には明らかに儒教以外の要素が色濃く混入している。

大越國順化處肇豐府富榮縣洪福社に居するところの奉道樵主族首阮福貴・阮玉鯨…〔中略、現在の族人を列擧〕…阮玉慈全族等、情旨を言念す。祈りは言念となり、叨とくうは人子となる。忝かたじけなくも玄孫 乾坤覆載の恩を荷い、祖宗生成の徳を感じるを以て述ぶ。茲の年において臣全族等、其の前例を想い、祖先に報答せんとし、日の平安なるを擇び、虔んで法事を修む。顯上高々祖陳留郡阮爲大郎…〔中略、男性名・女性名を數百人列擧〕…阮氏烹等の魂に求存すらく、追念生前の事々、能く濫過無きも、還恩繼後の悠々、未だ超昇を護らず。上は高曾祖考自り未だ眞境に登らず、下は戚屬玄孫に及び或いは未だ冥塗を脱さず。諸靈爽 仙界に歸らんと欲すを祈り、虔んで式を修め、冲科を按ずるに、本月〔筆者註…六月〕十三日を消取せば、道流を請命し、淨處に就き、「雷公樵主兼解除重喪・神熬祈安」の樵壇一筵を修設す。威な道典に依り、式の如く宣行す。中において特に設けて眞經を誦誦し、宣揚し禮謝す。…²¹⁾

このように、清福集落の家譜は、族長を始めとした現在の族人が先祖に對して呼びかけるといふ形式をとっている場合が多い。引用で省略した始祖阮爲以下の部分には數百人の族人の姓名が列擧されており、この部分が實質的には家譜となっているが、嚴密に言えば祭禮の際の先祖への呼びかけを記し、祭壇などに奉納した祭文の一種と考へた方がよい。²²⁾ 祭禮は陰曆六月一三日に行われており、これは後に見る阮玉氏の各家譜でもほぼ同時期に行われている。後引する一九世紀以降の家譜「TP阮玉5」には先祖の靈魂を迎えて食べ物を供えたのち宴會を行う記述も見られることから、時期的な要素も考慮すると施餓鬼に相當する祭禮であろう。特に注目すべきは先祖の姓名を記したあとの部分である。要約すると、自分達が先祖を供養することによって彼らの靈魂が「超昇」、すなわち仙界に達することを願うものであり、吉日を選んで道士を呼び、祭壇を立てて道教の教典に則つて祭祀を擧行し、道教の經書が誦經されたことを述べている。これを見る限り、確かに祭祀の對象は阮爲以下の先祖達であることは間違いないものの、先祖それ自體を神格化して祭祀するというよりは、彼らの靈魂がこの世をさまようことなく無事に昇仙することを祈る文章である。祭禮に當たり設けられた祭壇も名稱を見る限り雷神信仰にもとづく神霄雷法が行われたものと推測され、明らかに道教色が強い。大西和彦氏によれば一八世紀のベトナム佛教界では時として佛僧が道士を自稱して儀禮を擧行するほどに神霄雷法の思想や技法が普及しており、また儒教入門者に對しても道教的儀禮が行われるなど、道教が當時の社會において強い影響力を持っていたことが明らかにされている。²³⁾ さらに同氏により一八世紀中から清福集落の佛教寺院（洪福寺）では道教神が合祀されていたことも明らかにされている。²⁴⁾ 「TP阮玉24」に見られる一八世紀初頭の阮玉氏の祭祀はこのような宗教状況を反映しており、フェ周邊の庶民レベルの宗教實踐では道教色がかなり強かったことを示している。

第二に注意すべきは、上引の史料を見る限り、家譜が作られた一七一九年の時點では祭禮は屋外で行われていたことである。基本的な形式としては「道流を請命し、淨處に就き、「雷公樵主兼解除重喪・神熬祈安」の樵壇一筵を修設す」とあるように、祭禮のために呼ばれた道士が風水上の適地を選び、そこに祭壇を設けて祭禮を行っていたことがわかる。こ

の時点で阮玉氏は祠堂などの祖先祭祀に特化した恒久的施設を所有していなかったため、その都度、屋外に祭壇を設営して祭禮を舉行していたと考えるべきであろう。阮玉氏の場合、この時点で始祖の位牌などを製作していたかどうかは史料上では不明であるが、假に既に所有していたとしても、族長の自宅の祭壇に安置されている程度であり、阮玉氏という親族集團の祖先祭祀において中心的役割を果たしていたとは考えにくい。このような状況は上引の一七一九年の家譜「TP阮玉24」に續き、繼修された一七六五年の家譜「TP阮玉2」、一七九八年の家譜「TP阮玉25」においても同様である。例えば一七六五年の家譜「TP阮玉2」では「一に舊典に遵い、敢えて道教の名流に憑み、禱筵を肆設し、香魂の超度に達するを冀う（一遵舊典、敢憑道教之名流、肆設禱筵、冀達香魂之超度）」とあり、また一七九八年の家譜「TP阮玉25」では「威な道典に依り、式の如く宣行す（威依道典、如式宣行）」と記述されるなど、一七一九年の家譜「TP阮玉24」とほぼ同様の文言がある。また祭壇の設営に關する記述もほぼ一七一九年の家譜「TP阮玉24」と同様である。従って一八世紀中については、道教色の強い祭禮が屋外にその都度祭壇を設営するという形式で祖先祭祀が行われていたと考えられる。

このように道教色の強かった一八世紀の状況に對し、一八六〇年の家譜「TP阮玉5」では儒教色が強まっている。この家譜の祭文に相當する部分を引用すると以下のようになっている。

大南國承天府香茶縣永治總清福社の族長阮玉侍：（中略、現在の族人を列舉）：阮氏成全族の男女大小等竊かに念えらく、木の千條鬱鬱たるは本に従り、而して生水の萬派滔滔たるは源に由る。出驗する所の物類、根有り本有り。蓋し人の生まるるは祖に由り宗に由る。茲に臣等族一門より出で、萬代を繼傳し、總にして群、林にして聚なり。乾坤覆載の恩を荷い、邇きを泄らさず、遠きを忘れず、祖宗生成の徳に感ず。故に内外異念有るを云うと雖も、追思何ぞ殊とする有る罔し。寓寸を耦たがやし懇款を忱まこととするを聊たのしみ、誠を致し敬を致し、祭壇爰に深祈を啓し、乃ち脱し乃ち超す。恭薦すらく顯上高高高祖陳留郡阮爲大郎：（中略、男性名數百人）：阮公無名、顯上高高高祖妣京兆郡黎氏朶大娘：（中略、女性名數百人）：阮氏卒稍を以て配したる普及の門中・先遠の戚屬・有名無位・有位無名・卒稍の男

女等の諸香魂、共に祭筵に赴くに、同に來たりて歆亨す。伏して願うらく、祖先超度して、快樂の郷に同に登り、
 全族平安なりて、延長の慶を共に享けんことを。²⁶⁾

このように、一八六〇年の家譜「T P 阮玉5」では、一八世紀の家譜には見られなかった記述が目につく。例えば冒頭にある「木の千條鬱鬱たるは本に従り……祖宗生成の徳を感ず。」という記述は家譜・族譜などでしばしば見受けられる。「木には根があり、川には源があるように、現在の我々があるのは先祖のおかげである。従って我々は先祖をここに祀る。云々」という先祖と現在の人々の間の血脈を強調する場合に用いられる記述の典型的なパターンであり、明らかに儒教の影響を受けた記述方式である。祭祀対象とする先祖の姓名を列挙したのちの後段部分を見ると、「共に祭筵に赴くに、同に來たりて歆亨す。」あるいは「祖先超度して……」などの記述から一八世紀に行われていた屋外の祭禮は繼續していたと考えられ、集まった族人達が屋外に赴き、先祖の靈魂に食べ物を供えたのち宴會を行う施餓鬼に近い祭禮が行われていたと考えられる。しかし一八世紀の家譜において必ず見られた屋外での祭壇の設營に關する詳細な記述はなくなっている。これらの記述をみる限り、一八六〇年の家譜「T P 阮玉5」では一八世紀の影響が明らかに残ってはいるものの、全體としてはかなり儒教色の強い記述の仕方に變わっている。

次に潘族長支の潘有氏の場合について見る。先述のように潘有氏の場合、一八世紀に始祖の位牌が作成されており、一八世紀の段階で祖先祭祀が行われていたのは確實である。最古の家譜は一七七七年と推測される「T P 潘有1」である。²⁶⁾ この家譜の祭文部分は以下のようになっている。まず前段部分は、

大越國順化處承天府香茶縣永治總洪福祉に居するところの奉道樵主族長潘有譜：〔中略〕：潘氏定全族情旨し、祈りを
 言念と爲す。木の千條鬱鬱たるは本に従り、而して生水の萬派滔滔たるは源に由る。出驗する所の物類、根有り本有
 り。蓋し人の生まるは祖宗に由る。茲に臣等族一門より出で、萬代を繼傳し、總にして群、林にして聚なり。乾坤覆
 載の恩を荷い、邇きを泄らさず、遠きを忘れず、祖宗生成の徳に感ず。故に内外異念有るを云うと雖も、追思何ぞ殊

とする有る間し。寓寸を耦し懇款を忱とするを聊みて、誠を致し謹を致し、祭壇爰に深期祈を啓して、乃ち脱し乃ち超す。⁽²⁷⁾

となつており、一見してわかるように姓名列挙部分を除くと、先引の一八六〇年の阮玉氏家譜「TP阮玉5」とほぼ同文であり、明らかに一九世紀の阮玉氏の家譜は、この潘有氏の家譜「TP潘有1」を参考として編纂されたことがわかる。それに對して後半部分には以下のような記述が見られる。

本月（筆者註…六月）十四日、恭しくも渺天夏節の季月良辰に值たり、香信を謹實せば、詣りて玄門を叩き、道流を請命し、淨處に就き、雷司薦援祈安樵壇を修設す。一日夜、威な道典に依り、式の如く宣行す。（以下略）⁽²⁸⁾

このように祭禮（施餓鬼）を行うにあたり道士を呼んでおり、風水上の適地を選んで祭壇を設営したのち道教的儀禮を行っている。祭禮の式次第は一八世紀の阮玉氏とほぼ同様と見るべきであろう。一方で阮玉氏の一八六〇年の家譜「TP阮玉5」は前半部分についてはほぼ「TP潘有1」を引き寫しているにもかかわらず、後半部分にはこのような記述は見られない。この部分については意圖的に參考にしなかつたと考えるべきであろう。全體としては「TP潘有1」は一八世紀の阮玉氏家譜と、一九世紀の阮玉氏家譜の中間に位置する家譜といえる。

このような阮玉氏と潘有氏における一八世紀から一九世紀にかけての家譜記述の變化は何に起因するものであろうか。ここでは、その手掛かりとして末成道男氏による現在の清福集落における墓祀りの觀察を参照したい。⁽²⁹⁾末成氏は二〇〇五～二〇〇七年にかけて清福集落の各支族における陰曆一二月（Huang chap）の墓祀りの過程を具體的に記録している。それによれば清福集落では陰曆一二月四日～二二日の間に墓祀りが行われ、以下のような経過を辿る。まず墓祀りの前日に祀堂に一族のものが集まり族長が祭壇に向けて拜禮を行う。その翌日、墓地に向かい一族の先祖の墓周邊の草刈りや整地などを行ったのち、長老の一人が派祖の墓前で拜禮を行う。その後、いくつかのグループに分かれて下の世代の祖先の墓をまわる。しかし、始祖や支派祖の墓や比較的最近に死亡した近親者の墓などを除くと、殆どの墓では埋葬されている祖

先の名前や世代、親族關係その他の個別的信息はわからず、墓の位置すらも曖昧となっている。回り終えると一族の祠堂へと歸り、庭に集まってくる餓鬼とそれらを監督する神様のための供え物の卓がしつらえられ、正装した数人の長老や参加者が祭壇に拜禮を行う。これが一段落すると供え物は下げられて調理場へ運ばれ、正午近くに集まってきた一族の人々が卓を圍んでの宴會が開かれる。

末成氏の觀察における現在の墓祀りでは、始祖の墓などについても、そのための祭壇を設營するということは行われておらず、また線香を供えて拜禮をするのみで供物は必須ではない。このように簡略化されているのは、恐らく墓祀りを終えたのち祠堂において供物を供え、祭壇前で拜禮を行うため墓祀りですこまでするのは不要ということであろう。つまり墓祀りは単に墓の掃除を行うことが主目的であるから先祖には挨拶程度でよく、先祖への供養という點では、墓を回ったのち祠堂で行う祭禮の方が主であると認識されているためである。

末成氏の觀察記録は陰曆一二月の墓祀りであるのに對し、各家譜を見る限り、家譜の編纂・繼修が行われ先祖に對し奉納されるのは陰曆六月であるため單純な比較はできないが、先引の一八六〇年の家譜「TP阮玉5」では「(先祖の靈魂と)共に祭筵に赴き、同に來たりて歆亨す。」とあることからわかるように、先祖の靈魂を迎えて供物を供えたのち、そのお下がりで宴會を開いており、恐らくほぼ同様の式次第で墓祀りと祭禮が行われたと推測される。このように考えると一八六〇年の家譜「TP阮玉5」において祭壇の設營に關する記述が見られない理由も明快であり、屋外における道教の儀禮の記述の有無は、當時の阮玉氏や潘有氏が祠堂を所有していたか否かに起因すると思われる。阮玉氏の祠堂建設年は明瞭であり、阮玉氏祠堂には祠堂建設のための土地契約文書「TP阮玉20」³⁰⁾が現存している。これによれば明命七年(一八二六)一月二四日附けで、潘文莊と黎氏斷の夫妻が土園一高(約二七〇呎)を錢三五貫文で阮玉氏へと斷賣している。契約文中には「立詞日自り、此の土園を交わし、阮族等に與えて壹任し、祠堂を結立し、子に傳え孫に留め、永く己物と爲す。(自立詞日、交此土園、與阮族等壹任、結立祠堂、傳子留孫、永爲己物。)」とあり、阮玉氏が購入地に祠堂を建設するため

に土地を購入したことがわかる。この土地購入後、そう遠くない時期に阮玉氏は祠堂を建設したと考えられる。³¹一方、潘有氏については祠堂の建設年を直接示すような文書史料は見当たらない。しかし現在の潘有氏祠堂には「顯承祠」なる扁額が内部の祭壇上に掲げられており、その製作年代は嗣德四年（二八五〇）であることから、少なくとも一九世紀前半に祠堂が建設されていたことは確実である。一七七七年の家譜「TP潘有1」では屋外で道教的儀禮が行われていることから、當時の潘有氏が祠堂を所有していたとは考えにくい。潘有氏の祠堂建設は一八世紀末―一九世紀前半の間と推測される。

この祠堂建設を契機として、阮玉氏・潘有氏の祭禮の形態は大きく變化したと考えられる。一八世紀中にはその都度、風水上の適地を選んで祭壇を設営していたものが恒久的施設として祠堂が建設されたことよって不要となり、その結果、屋外の墓祀りににおける祭禮は次第に簡略化されて祠堂中心へと移行し、最終的に末成氏が觀察したような現在の形態に至ったと考えられる。これは単に祭禮の場が移ったというだけでなく、祭禮の實踐にも大きな影響を與えており、祖先祭祀の中心的施設として祠堂が建設されたことにより次第に儒佛道の混淆状態から、やや儒教が突出することになった。

以上のように、清福集落では血縁・親族の認識における儒教的父系血縁原理の強まりと並行する形で、祖先祭祀を行う場としての祠堂が建設され、宗教實踐も變化してきたことを明らかにした。次節ではこのように一九世紀以降、儒教色を強めつつあった開耕氏族が清福集落においてどのように族資産を形成していったのかを検討する。

三 開耕氏族における族資産の形成

本節では清福集落の開耕氏族における族資産の形成を検討する。族資産の代表的なものとしては、前節で検討した祠堂以外に族有田が挙げられる。祠堂が主として祖先祭祀その他の様々な祭禮・會合の場として機能し、氏族運営の核になるものとすれば、族有田（香火田）はそのために必要な諸経費を賄うためのものであり、氏族の運営を經濟面で支えるもの

である。現在の清福集落には族有田は存在しないが、統一後の農地改革以前には開耕氏族の多くが族有田を所有していた。潘族や阮族で所有する場合、あるいはそれ以下の各支族や支派で所有する場合など様々であるが、少なくとも三〇畝以上の族有田が存在していたようである。潘王氏族長PNX氏によれば、これらの族有田や族の所有地はその由来の相違から大きく三つに分けられたという。一つは族の所有物 (cua họ)、つまり純粹に族人が資金を出しあつて共同で購入したもの。二つめは寄進によるもの、つまり夫婦に子がいない場合に、死後の祭祀維持を條件として自己の所有地を一族に寄進したものである。これらの事例は各族が所有する土地契約文書からも確認でき、また北部紅河デルタの碑文拓本などを見ても、族有田の購入・寄進に關する碑文が一七世紀後半以降、急増しているようにことさら特殊なものではない。三つめは「半公半私 (bán công bán tư)」とされるものである。PNX氏によれば、これは嘉隆年間 (一八〇二―一八一九) に社から賣却されたものであり、潘・阮・黎の三族のみが所有していたという。そこでデインや各祀堂に現存している文書群を搜索すると、確かにこれに該當すると思われる嘉隆一二年 (一八二三) 一〇月二六日附けの土地賣買關聯の文書群が現存している。以下、これらにより「半公半私」の族有田の成立経緯とその性格を検討する。

まず「半公半私」の族有田が成立した経緯について最も詳細な記述がなされている清福集落デイン所藏の「DTP 27」を見ると次のように記されている。若干、缺損やベトナム語文法に引きずられている部分があるため、以下に現代語譯を示す。

富榮縣洪福祉における我が社の員職・行都・郷老等

計

ここに約を定める。本社はデインに集まり以下のことを定めた。前年より公務の勞役が甚だ多く、そのため各家人や該隊の積に借金し、契約を交わし、十五畝の田については、既に (その契約に基づく) 耕作期間が終了した。我が社は契約に基づき買い戻しを求めたが、該隊の積はその買い戻し金の受領を拒否した。時は三月から九月に移り、再び買

い戻しを求めた。上申が役所の官僚にまで至り、問題の田を我が社が耕作することを許可した。しかし買い戻し資金の調達の術がなく、我が社の官員や郷職は會合し、買い戻す田を各族が耕作することを許可するかわりに、我が社は各族から金銭を徴収し、その資金により該隊の積や各家人への返済に充てる一方、(耕作を許可された)各族の田は香火田とし、子孫に繼承させていくことを定めた。もし後世、某人が約定を遵守せず、この田により飲み食いし、祖先への祭祀を怠つたならば、我が社は内族により、耕作者を交替させ、その一族が祭祀に充てることを許す。…(中略) 缺損により文意不明)…。約定を遵守して行い、永久に香火田となす。ここに定める。³²⁾

…(中略。賣約内容を列擧)…

また租税の納入については、各族は我が社の規則に従う。

嘉隆十二年十月二十六日。〈以下略。記名・點指が九〇名前後〉

これによれば、清福社(清福集落)は前年(一八一二)に納税負擔に耐えきれず、該隊の積なる人物などに借金をしている。一八一三年三月に清福社は買い戻しを請求していることから、その契約内容は十五畝の田土耕作權の典賣であろう。しかし清福社による買い戻し請求を該隊の積は拒否して耕作を續けた。九月に至って耕作權を取り戻すことに成功したものの、買い戻し資金の調達ができずに集落内の各族から資金を據出して貰う一方、見返りとして買い戻した田土の耕作權を與え、それぞれの氏族の香火田とすることを認めた。³³⁾さらに香火田の運用についても定め、ある人物が香火田を私物化した場合はそれを沒收して「内族 ho noi」、つまり父方親族に再び與えることを定めている。これは婚族に香火田の耕作權が渡ることにより、その一族が香火田を喪失することを防ぐための規定であり、香火田の所有者である各氏族が父系親族集團であることを明瞭に意識した規定である。

このように各氏族に對して香火田を與える経緯や運用の規定を述べたのち、賣却する田土の場所・價格・購入者などが列擧されている。これをまとめたものが【表2】である。これを見ると概ね一畝につき錢八〇〜九〇貫ほどの價格で、金

表2 [DTP27]における香火田獲得状況

獲得者	場所	面積	種別	價額	備考
■■■■■奴	上外伴	1畝2高	一等田	錢11■貫	
	上海墾	3高	一等田	錢18貫	
	城豪	5高	一等田	錢45貫	
潘族潘玉瓊奴	外竭	1畝	一等田	錢90貫	→[TP 潘玉5]に對應
	上傍栴	5高	一等田	錢41貫	
潘族潘文恩奴	澁西	8高	一等田	錢72貫	→[TP 潘文15]に對應か？
	城豪	1畝	一等田	錢90貫	
阮族阮文權奴	下海墾	1畝	一等田	錢85貫	→[TP 阮玉22]に對應
	尖海墾	5高	一等田	錢39貫	
阮族阮輝綵奴	愿場下	1畝	一等田	錢85貫	→[TP 阮登5]に對應
黎族黎登殿奴	下外伴	1畝	一等田	錢85貫	
阮族阮文容奴	瀆涅葛	1畝	一等田	錢82貫	
阮族阮光牧奴	上海墾	5高	二等田	錢30貫	
阮族阮光得奴	下外伴	6高	一等田	錢49貫	
■■■■■奴	缺損により不明	3高	一等田	錢22貫	
缺損により不明	■■■中	3高	一等田	錢23貫	
■■■■■義奴	愿場下	1高	一等田	錢7貫	
黎族黎文設奴	城豪	1高	一等田	錢7貫	
黎族黎公英	上傍傍栴	5高	一等田	錢37貫	
阮族阮登車奴	愿場中	1畝	一等田	錢82貫	
記載なし	長舡下	5高	一等田	錢41貫	→[DTP26]に對應

額にして錢一〇〇貫以上、面積にして一五畝餘りの田土の耕作權が賣却されていることがわかる。⁽³⁴⁾ 農地改革が行われる以前のさまざまな有田の總面積は三〇畝餘りであったから、この嘉隆年間の取引により形成された族有田はその中で半分ほどの割合を占めていたことになる。一方で清福集落の各氏族の祠堂を中心として、これに對應して全く同年月日の土地契約文書が現存している。これらに記された購入内容をまとめたものが【表3】である。⁽³⁵⁾ 【表2】と【表3】を比較すると、例えば阮玉氏祠堂所藏の土地契約文書「TP阮玉22」は、「DTP27」において「阮族阮文權」へ賣却した田土とほぼ對應していることがわかる。これに對し潘玉氏祠堂所藏の土地契約文書「TP潘玉5」は「DTP27」で「潘族潘玉瓊」に賣却された二箇所の田土のうち、その一つのみを購入したものであり、賣却者が「洪福社潘族…本族」、購入者が「内族派潘玉瓊…等」となっている。恐らく、「潘族潘玉瓊」が

表3 現存の嘉隆12年10月26日の土地契約文書

整理番號	所藏	年月日	賣却者	購入者	場所	面積	價格
[TP 阮玉22]	阮玉氏 祀堂	嘉隆12年 10月26日	富榮縣洪福社員 職行都鄉老全 社等	阮族阮文權・阮 玉立・阮玉幸・ 阮福瑠・阮玉 仁・阮公善全 族等	下海漚處 尖海漚處	1畝 5高	錢 125 貫
[TP 阮登5]	阮登氏 祀堂	嘉隆12年 10月26日	富榮縣洪福社員 職行都鄉老全 社等	阮族阮老綵・阮 文糖・阮老■・ 阮登車・阮文權 全族等	厝場下處	1畝	錢 85 貫
[TP 潘玉5]	潘玉氏 祀堂	嘉隆12年 10月26日	洪福社潘族潘文 賓・潘文憲・潘 文率・潘文錢・ 潘文釘・潘文 申・潘文泰・潘 文討・潘文莊・潘 文秋同本族等	內族派潘玉瓊・ 潘玉鎮・潘玉 枉・潘玉軍・潘 玉鐘・潘玉能・ 潘玉治等	上榜枷處	5高	錢 39 貫 500
[TP 潘文15]	潘文氏 祀堂	■■■■■ 10月26日	富榮縣洪福社員 職行都鄉老■ 社等	潘族族長副衛尉 潘文宿・前社長 潘達・潘恩・潘 文寬全族	四至のみ を記載。 處名は不 明	8高	錢 80 貫
[DTP26]	清福 集落 ディン	嘉隆12年 10月26日	富榮縣洪福社員 職行都鄉老全 社等	該團黎登弟・黎 登道・黎登定	長甌外件	5高	錢 41 貫

中心となつて二箇所の土地を取得したのち、さらに潘族内で細分化したものであり、場合によりこのよ
うな形で族内の支族や支派へと分割しつつ轉賣し
ていったと考えられる。⁽³⁶⁾ただし、【表2】を見ても
わかるように、「DTP27」に記された各購入者團
體は必ずしも現在の有力氏族と一致していないこ
とは注意すべきであろう。これは清福集落からの族
有田の拂い下げが「潘族」「阮族」「黎族」といった
上部単位にのみなされ、そこから族内で各支族、各
支派へと細分化させていくというように秩序だつ
た手法ではなく、財力さえあれば支族、支派であつ
ても任意に購買者團體を結成して拂い下げ対象と
なれたことを示唆している。⁽³⁷⁾

この嘉隆一二年（一八二三）一〇月二六日におけ
る一連の土地取引により清福集落の有力氏族の大
半は香火田、すなわち族有田を保有するに至つた
と考えられるが、これら「半公半私」の族有田の
性格を理解する上で重要なのは、末尾に附された
一文である。これは當時の土地制度を踏まえる必

要があるが、まず前提となるのは清福集落の耕作地は制度上全て「公田」であるということである。公田は制度的には國有田であり、國家の定めた均田例により個人の身分や年齢などに應じてどれだけの公田を分配するかが定められている。このような均田例は黎朝前期の洪徳均田例により確立し、當初は村落レベルにまで強い國家的統制がなされたとされている。しかし少なくとも紅河デルタを中心とした北部では一七―一八世紀には公田の國家管理は後退し、公田の分配は各集落の手に委ねられるに至る。その結果として實質的には村落共有田へと變質していく。⁽³⁸⁾これは一七世紀後半に北部では徵稅の村請け制が制度的に確立することにも現れている。⁽³⁹⁾このような状況は概ね廣南阮氏治下の一七―一八世紀の清福集落についても當てはまり、田稅の課稅の基礎となる地籍簿については景治七年（一六六九）に作成されて以降、阮朝により嘉隆一三年（一八一四）に新しい地簿が作成されるまでの約一世紀半の間、全く測量がなされていない。⁽⁴⁰⁾

さらにこのような状況に拍車をかけたと考えられるのが、西山黨の勃興による廣南阮氏政權の崩壊と北部の黎鄭政權軍の進駐、その後の黎鄭政權の滅亡と西山朝の成立、さらに廣南阮氏の末裔である阮福映が西山朝を滅ぼし阮朝が成立するという一八世紀末の目まぐるしい政權交代による社會的混亂である。西山黨による混亂に乗じてフエを占領した黎鄭政權の下で舊廣南阮氏治下の地域を視察した黎貴惇は『撫邊雜錄』卷三⁽⁴¹⁾で以下のように述べている。

順化處二百年、生聚の餘あり、邑里相い望む。即ち癸巳年（一七七三）丁簿、九縣州八百六十二社村坊、人數共せて十二萬六千八百五十七人、納むるところの差餘各錢三千六百貫に至る。盛んと謂うべし。而して寔田十五萬三千八百一十一畝を過ぎず、豈に人多く田少きに非ざらんや。昔辰時同犯^{トホバ}の商販富春に流通し、米十升を一斛と爲し、僅か錢三十陌にして、ほぼ一人一月の食に充つ。民未だ農において汲汲とせざる也。今歸仁亂を構え、嘉定隔阻せば、人相い乏食を以て憂と爲す。故に王帥の甫定以來、米價貴くして田價亦た高し。香茶・廣田・富榮三縣の民、執田贖田を以て生訟已まず、損錢を惜しむ莫し。丙申（一七七六）四月、將に條例を出曉し、其の照違自ら講説を將い、以て訟争を免ぜんとす。然るに四十年前一匠婦私田を斷賣するの文契有り、同社の公田と爲すも、而るに争贖し、十年前一

人家私園を斷賣するの文契有り、本族の香火と爲すも、而るに投告す。其の弊猶お未だ已まざるがごときなり。⁽⁴²⁾

このように一八世紀の後半には順化は南部から米を移入する米不足地域となっていた。しかし鄭氏が廣南・順化を占領した時期、南部を中心に西山黨が割據していたために米の移入が停滞した結果、米價が高騰し、さらに米を生産する田土の價格までが高騰していた。このため香茶・廣田・富榮の三縣では典賣を中心として土地取引が活發化し、數十年前に賣却濟みのものを、強引に買い戻そうとするといった紛争が多發していた。このような狀況を沈靜化させるべく一七七六年に出された布告も『撫邊雜錄』卷三には收録されているが、これを見ると本來は取引が禁止されている公田も例外ではなく、土地取引の活發化に巻き込まれていたことが分かる。

^丙 丙申年（一七七六）四月二十日、鎮撫衙門 曉條す。各社の公田私田、現に見耕籍有るは、前因に従い官逋を償われ、朱批を経て斷賣し私と爲すを許す。或いは自ら寫して私田と爲し民に致す、或いは無田を生と爲す、其の弊當に釐正すべき所なり。凡そ公田の斷賣、年月の久近・輪流の買賣を問わず、並びに贖田を追契し、生業を均給するを許す。買う者固執するを得ず。茲より、既贖の後 再た將に斷賣せんとするを得ず。違う者、買賣の人各々罪の及ぶ有り。

一、各社の公債田、從來被雇頗る多く及び又年限を延引し、社民以て業を爲す無きを致す。茲に權る。宜しく酌量すべし。

一、凡そ全社雇う所の公田、十畝より以上、毀錢未だ限を満たさざるは、無^故びに折半して民に還し、以て生業を資く。其れ各社民、仍りて雇契内引を照らし、原錢の半分を還すこと買用人に在り。若し賣りて交贖する者有れば、其の逐人口分を贖うを聽す。公田に雇借する者有れば、亦た此の例に依る。今自り以後、凡そ雇借有れば、定むるに一年半或いは二年を以て準と爲し、過ぐる多かるべからず。⁽⁴⁴⁾

このように、フエを占領した黎鄭政權にとって特に公田をめぐる不正や取引が問題視されていたことが分かる。特に地籍簿を改竄して公田を私田とし、勝手に賣却してしまうという手法が横行しており、これについては買い戻して再び公田と

することを命じている。しかし、これに續く條文からは、このように明らかに不正な手段以外にもグレーゾーンとも言うべき取引手法があつたことが窺え、それを示すのが公田における「被雇」や「雇借」の存在である。これを見る限り公田を受給した社民が、実際には自ら耕作せず第三者に又貸ししており、貸借者はしばしば不利な條件で長期間の耕作を強いられていたことが窺われる。このような状況に對しては、一つの社で一〇畝以上の公田を又貸ししている場合に限り、貸借契約を破棄して受給者が貸借者より受け取っていた金額の半額を返還すること、また典賣により公田を質入れていた場合は受給者が買い戻すこと、以後の公田の貸借は契約期間を一年半〜二年として、それ以上の長期間に渡る契約をしないことを命じている。

このことから特に公田比率の高いフエ周邊域では、公田受給権の有無を媒介として、公田の又貸しにより賃収入を得る正丁、小作人的地位に置かれる寓居民という階層分化が起こっていたことが窺える。このような状況は清福集落においても概ね當てはまっている。先述のように清福集落では公田受給権を持つ正丁の地位は先住の七族により獨占されていた。清福集落の耕作地は全て公田であるため、従つて規定上では七族の人々しか清福集落では農業を営むことはできないことになる。しかし実際には抜け道が設けられており、公田受給者が第三者に又貸しをすることは認められており、この場合は貸出先の制限はなく、七族以外の人物にも貸借することができた。従つて一定の經濟的不利を甘受しさえすれば清福集落内で正丁以外の人々が農業を営むことは可能であつた。⁴⁵

以上のように、フエ周邊域では特に一八世紀末頃から土地取引が活發化し、公田の耕作権の貸借や典賣が盛んに行われていた。このような取引手法がとられたのは、公田の賣却が制度上認められていないため、その抜け道として用いられたためであろう。「DTP27」において各族に耕作権を賣却するに先立つて行われていた該隊の積なる人物との典賣取引もこのように公田耕作権が商品化され賣買されていたことが背景にある。また清福集落が該隊積と典賣契約を結んだ直接の契機となっている「公務の勞役（公務搜役）」については、清福集落内における官路の建設が關聯していると思われる。

『同慶御覽地輿志』に附された香茶富榮二縣圖⁴⁶を見るとフエ京城より清福社（清福集落）を通過してタムザン湖へと伸びる官路が記されているが、ディン所藏の「DTP7」や「DTP62」よりこの官路の建設は嘉隆一二年（二八一三）であることが確認できる。沿道の清福集落はこの工事に何らかの形で負擔を求められたと考えられる。

この結果、清福集落は該隊積などの間に清福集落の公田耕作權の典賣契約を結び、それを買戻す資金を得るために、買戻した公田の耕作權を集落内の各氏族に賣却することになる。しかしながらこのような耕作權の賣買は當然ながら均田例においては認められていない。均田例は個人に對して身分や年齢に應じて公田の耕作權を付與するものであり、その人物の死後は公田を返還することが原則である。「DTP27」のように個人ではなく氏族に對して公田耕作權を付與した場合、その子孫が斷絶しない限りは半永久的にその氏族が耕作權を所有し續けることになる。従つて制度上は公田でありながら、實質的には各氏族が香火田として私有しているということになる。「DTP27」の末尾に附された「租税の納入については、各族は我が社の規則に従う。（交如租税、各族従本社例）」という一文はこのような状況を反映しており、實質的には各氏族が耕作權を私有することを認める一方で、少なくとも地簿上ではあくまで公田であるため、従來通り公田として課税される。これを各族が責任を持つて負擔をすることを定めたものである。「半公半私」の族有田とは、このように制度上は公田でありながら、耕作權は氏族により私有されている状態のものを指す。

最後に、このように形成された族有田の運用について見ておく。現在の清福集落の各氏族の祠堂には「買行籍」と呼ばれる史料群が存在している。これらには各ゾンホにおける共益費の使途が詳細に記されており、現在の會計帳簿に相當する史料である。清福集落の現存史料で最古のものは恐らく阮玉氏祠堂所藏の「TP阮玉15」であり、年代は一八三〇年と推測される。しかし、作成目的が會計擔當者（守簿）⁴⁷による共益費の不正使用防止にあつたためか、收入についてはほとんど記さずに、支出のみを記したものがほとんどである。本稿では收入について記した事例として、比較的最近のものはあるが「TP潘有4」（潘有族買行籍乙未年）、潘有氏祠堂所藏）を擧げておく。「TP潘有4」における一九五四年三月

られた金銭の支出はこれに續く部分に列擧されており、ほとんどが祭禮にまつわる食料や調度品の購入に充てられている。これを見る限り、基本的に族有田の主収入は族有田耕作權の競賣から得られる粃となっており、金銭が必要な場合は蓄えた粃をその都度賣却して得るといふ形で運用されている。あえて競賣から得られる粃とていたのは、一つには祭禮時にそれを使用するためであり、①で「赤」とされている粃は特にこの性格が強いであろう。もう一つは族有田からの収入が飢饉災害時の備蓄米としての機能も持っていたためと推測される。ここからは族有田の存在が祀堂の建設や修繕、祭禮の經費

表4 [TP 潘有4] における潘有族の収入

① 1955年4月までの耕作者と納入量

主 闘	納 入 量
伯長義	粃 12 方 (全て白)
人 燦	粃 16 方 (白 14 方、赤 2 方)
註 慎	粃 120 方 (白 110 方、赤 10 方)
註 召	粃 11 方 (全て白)
伯 義	粃 11 方

② 1955年4月～1956年4月の耕作者と落札額

主 闘	落札した耕地	落 札 額
伯 義	城豪	粃 7 方
伯長涯	下土	粃 11 方
註 慎	海墾 1 畝 5 高	粃 42 方
伯 倫	中土、翁荐	粃 3 方半
註 盤	祀堂會聖	粃 4 方

③ 1954年3月～1955年3月の金銭収入

月 日	賣 却 量	金 額
3月某日	粃 20 方	銀 1350 元
4月某日	粃 16 方	銀 1080 元
5月 19 日	粃 7 方	銀 510 元
7月 10 日	粃 12 方	銀 915 元
8月某日	粃 8 方	銀 610 元
8月某日	粃 4 方	銀 305 元

一九五五年四月の収入をまとめると【表4】のようになる。潘有氏の場合、族有田の耕作權が五つに分割されており、それぞれが「闘 da'u」と呼ばれる競賣にかけられている。【表4】において「主闘」とされている人物が耕作權を競り落とした人物である。注意すべきは二〇世紀以降も糊建てにより競賣を行っており、①では前年度の主闘がそれぞれ競り落とした粃量を納入している。②は一九五五年四月に實施した競賣の結果であり、これが來年度の四月に搬入されることになる。③は潘有氏の金銭収入であるが、一見して明らかかなように全て粃の賣却により得られたものである。このようにして得

といった氏族の運営費用を賄うだけでなく、非常時のセーフティネットとしての役割を果たしていたことが窺われる。

このように清福集落における開耕氏族の半公半私の族有田形成は、フェ周邊域での公田耕作権の商品化を背景として、清福集落内の有力氏族である潘・阮・黎の三族が集落内の一部の公田耕作権を私物化したものであることがわかる。集落運営に發言權を持つ正丁の地位は開耕氏族、とりわけ潘・阮・黎の三族により寡占されている状況にあり、明らかにそれを背景として恣意的な集落運営が行われていたと言える。前節で見た阮王氏や潘有氏における祠堂の建設やそれにもなう祭禮形態の變化は、このようにして清福集落内で開耕氏族が財政的基盤を既に形成していたことが大きな要因と考えられる。

おわりに

以上、一八世紀から一九世紀にかけての清福集落における親族集團の變遷について見た。一八世紀の開耕氏族は父系を一應の原則とはしながらも、移住者への對應においては父系血縁原理を必ずしも徹底しておらず、むしろ状況に應じた柔軟な側面が見られる。宗教實踐を見ても儒佛道の三教が混淆している状態であり、祠堂などの祖先祭祀の中心となる専用の恒久的施設は未だ建設されていない。しかし清福集落では一九世紀以降、父系血縁原理が次第に嚴格に適用されるようになり、後發移住者が開耕氏族の一員となることが難しくなっていく。同時に、清福集落の集落成員權は開耕氏族に限定されていたため、これは後發移住者による集落成員權の獲得をも困難とすることにも繋がった。一方で開耕氏族は集落成員權の獨占状態を背景として、村落共有田化していた公田を恣意的に運用することにより族有田を確保するなど財政的基盤を強化しており、一九世紀中の相次ぐ開耕氏族の祠堂建設はこれによるところが大きかったと考えられる。祠堂の建設は開耕氏族の宗教實踐において儒教色を強めることにも繋がっており、これが儒教的父系血縁原理を媒介として後發移住者から開耕氏族の既得權益を保護することにも繋がった。

このように清福集落では一七世紀後半に土地開發が限界に達して以降、移住者の參入障壁を高めていくことにより、先

住者の既得權益を保護しようとする傾向が次第に顯著になつていったと考えられる。しかし清福集落において特徴的なのは、その手段として父系血縁原理が用いられた點である。清福集落の開耕氏族の家譜を見る限り、末成氏が提唱する父系キンドレッド、つまり父系を中心軸として自身と親族の間の遠近を認識することにより成立するゆるやかな親族集團という概念が最も適合する。しかし一八世紀の段階では父系血縁原理の運用は柔軟であるのに對し、一九世紀以降は特定氏族と婚姻を繰り返したのち一族の構成員として迎えられるなど、明らかに儒教を媒介として父系血縁原理の強化がなされている。この結果、一八世紀から一九世紀にかけて清福集落は開放的空間から閉鎖的空間へと次第に變容していった。⁵⁰同時に清福集落が血縁の有無により集落成員權の制限を行つていた状況は、はじめに述べたゾンホの地縁性、つまり現在のゾンホの分布が概ね集落單位であることの説明を可能とする。清福集落では移住者が集落成員權を得るためには先住氏族の一員となることが必須であり、これは同時に移住者が原貫地との關係を少なくとも形式上斷絶させなくてはならないことを意味している。假に互いの集落で先住民が自身の既得權を保護すべく同様の措置を行つていたとすれば、自然とゾンホは集落單位となる傾向が強くなるであろう。この結果、地縁集團である集落と親族集團であるゾンホが密接に結びついた集落群が形成されることになる。

このように清福集落では一七世紀後半に耕地擴大が限界に達して以降、地縁集團と親族集團が密接にリンクしつつ、儒教を媒介として開放的空間から閉鎖的空間へと移行していった。これを同じく儒教文化を受容した東アジア地域と比較した場合、注目されるのは宮嶋博史氏の小農社會論⁵¹である。宮嶋氏は東アジアにおける儒教（朱子學）の受容を小農主體の社會の成立と關聯づけつつ論じており、それらに共通する要素として ①一〇〇〇年〜一七五〇年の人口増加、②耕地面積の擴大、農業技術の向上とその頭打ち、③右記の現象に見合う家族形態・經營への變化、④これらに適合した思想（朱子學）の普及とそれに貢献した階層の存在を挙げている。これらを清福集落の場合で見ると、一七世紀後半に農業開發の頭打ちの状態に達して徐々に人口壓力が強まっていった結果、徐々に儒教を媒介とした移住者排除の傾向が強くなり、

一九世紀に至って儒教色の強い親族集團が成立する。一九世紀に庶民レベルに至るまで儒教が普及した背景には、明命期（一八二〇～一八四〇年）の儒教振興策といった上からの要因のみではなく、このような人口の飽和状態とそれに伴う先住者の既得権保護の必要性という多くの集落が抱える問題を解決するうえで有効であったことも一因であり、これにより地縁性と血縁性が複合したキン族傳統集落が成立する。従って①②については概ね當てはまり、③についてもキン族傳統集落の場合は、「家族形態・家族經營」を「集落形態・集落運營」と読み替えることが許されるならば、おおむね當てはまる。⁽⁸²⁾但し宮嶋氏の時代設定よりは清福集落の推移は全體的に遅れている。これは清福集落が黎聖宗のチャンバ遠征後にキン族の入植により成立していることからわかるように、フエ周邊域における本格的な農業開發の進展は一五世紀後半以降のキン族移住による部分が大きい。キン族搖籃の地である北部の紅河デルタとは異なり、フエ周邊域はキン族にとって比較的「新開地」に屬す地域であることは考慮するべきであろう。④については現時點では清福集落において官職や年齢による序列以外に明瞭な特權的階層は見いだせない。しかし各文書における署名を見る限り社長、族長、守簿といった有職者については點指ではなく自ら記名をしているのが基本であることから、一定の識字層がいたのは確實である。集落や親族集團の運營は彼らの主導で行われていたと考えられる。⁽⁸³⁾

宮嶋氏の小農社會論は中國、朝鮮、日本を念頭に置きつつ東アジアにおける長期的社會變動と近世における傳統社會の成立を論じたものであるが、以上のようにベトナムのキン族社會についても當てはまる部分は大きい。今後はこれらの地域との比較も念頭に置きつつ、さらなる實證研究を積み重ねていく必要があるが、それについては今後の課題としたい。

註

- (1) Li Tana, *Ngũgĩ Cochinchina: Southern Vietnam in the Seventeenth and Eighteenth Centuries*, New York: Cornell University, 1998.
- (2) 拙稿「ベトナム・フエ近郊村落の變遷と文書保存」――

タインフオック集落の事例——」『史學研究』二七二、二〇一一年、二七～五七頁。なお、タインフオック集落は立村當初は「弘福社」であったが、廣南阮氏期には「洪福社」と改稱している。その後一八世紀末の西山朝期に「洪恩社」と改稱するが、一九世紀初頭の阮朝の成立にともない再び集落名稱は「洪福社」へと戻され、さらに一九世紀後半に「清福社」へ改稱する。その後、一九七七年に北側に位置する集落と合併してフオックホア (Phước Hòa) 合作社となり、さらに幾たびかの統廃合を経て現在はフオンフォン社内のタインフオック (Thanh Phước. 漢字に直すと「清福」) 集落となった。 (Đỗ Bang, *Lịch sử Thanh Phước*, Huế, 1990, pp. 8-9)。本稿ではそのほど集落名稱を變えて言及するのは煩雑なため、以下では時期に關わらず「清福集落」の呼稱で統一する。

- (3) 特に廣南阮氏の南遷以降キン族移住者が増加し、農業開發が急速に進展したと推測される。近隣の舊化州地域の各集落を調査した Huỳnh Đình Kết 氏は、開耕氏族のほとんどが一六～一八世紀にかけて移住してきた人々であること(註)を明らかにしている (Huỳnh Đình Kết, “Quá trình tự cư lập làng khu vực thành Hóa Châu qua tiếp cận gia phả một số dòng họ khai canh, khai thác — Trường hợp các làng Kim Đồi, Thành Trung và Phú Lương”, Nguyễn Quang Trung, Tiên, Nishimura Masanari (eds.), *Văn hóa-Lịch sử Huế qua góc nhìn làng xã phụ cận và quan hệ với bên ngoài*, Huế: Nxb. Thuận Hóa, 2010, pp. 175-182)。

- (4) ただし近年、著名なゾンホが中心となって聯絡班 (Ban liên lạc) が設けられ、そこへ全国の同姓ゾンホが加盟することを通じて、數百の支族をもつ巨大なゾンホを作ろうとする活動が活発に行われている。しかし筆者はこれらの新しい「ゾンホ」については傳統的ゾンホとは別物として捉える必要があると考えている。本稿ではこれら新しいゾンホについては論じない。

- (5) 末成道男氏は多數のベトナムの家譜・族譜を検討し、一八世紀以前には「子孫中心型」の家譜が多く、一九世紀以降「祖先中心型」の家譜が増加するとし、これはゾンホが父方キンドレッドから父系リネージへとしての性格が強まった結果である可能性を示唆している (末成道男「ベトナムの「家譜」」『東洋文化研究所紀要』一二七、一九九五年、一～四二頁)。末成氏はその社會的背景として村落の結合の弱體化があると推測しているが、この末成氏の研究以降、ゾンホの變容を歴史學的視點から検討した研究は見られない。

- (6) 前掲註(2) 拙稿、四三～五一頁。

- (7) 前掲註(6) 参照。またベトナムの家譜でしばしば見受けられる中空構造については末成道男、「ベトナムの祖先祭祀——潮曲の社會生活」風響社、一九九八年、三〇七～三〇八頁、及び八尾隆生「黎初ヴェトナムの政治と社會」廣島大學出版會、二〇〇九年、二二～二三頁参照。

- (8) 前掲註(7) 末成書、三二〇頁、及び宮澤千尋、「ベトナム北部の父系出自・外族・同姓結合」、吉原和男・鈴木

正崇・末成道男（編）、『血縁』の再構築——東アジアにおける父系出自と同姓結合』風響社、二〇〇〇年、一九四頁参照。

- (9) 女性名が多いとはいっても、記載されている女性は族人男性の妻、もしくはその女兒などであり、決して母系的に系譜を辿っているわけではない。父系血縁に基づいて始祖にまで遡及し、それに附屬する形で彼らの妻子についても記載しているだけであり、基本的には父系に基づく家譜といつてよい。このように自己を中心として父系に偏向しつつ女性も含めた親族の遠近を認識している状況は、末成氏の提唱する「父方キンドレッド」という概念が最も適している。前掲註(5) 末成論文、二二～二三頁参照。

- (10) 男性名列舉部分の検討については前掲註(2) 拙稿、四四～五一頁参照。

- (11) 「TP阮玉24」における女性名一三三人の内譯は以下の通り。阮姓一六人（八七・二％）、潘姓六人、黎姓六人、張姓二名、陳姓・何姓・胡姓が各一人。

- (12) 前掲註(2) Di Bang 書、一五～二一頁参照。

- (13) 清福集落の人丁構成については前掲註(2) 拙稿四三～四五頁参照。

- (14) ほぼ同時に編纂されたと思われる阮文氏の家譜「TP阮文2」を見ると阮文壁が「高祖」とされ、九世代前の「阮大郎」が始祖とされている。したがって阮文壁が阮文氏の始祖というわけではなく、「TP阮文1」は一九〇一年時点で系譜關係の明瞭であった一八世紀後半についてののみ記し

たものと考えられる。また「TP阮文2」の世代深度を信用すれば阮族の中で阮文氏が分枝したのは一七世紀後半くらいとなるが、始祖から阮文壁の間の世代は姓名も曖昧であるなど典型的な中空構造となっており、鶴呑みにできない。

(15) 清福社阮文鶴等、爲立詞乞著入附派事。緣民曾祖考陳項、配與阮族阮氏嬌、係是戚屬親情、輒敢具呈。貴族許民等人譜籍、俾表戚屬之情萬賴。今肅呈。

丁亥年拾月貳拾貳日

阮文鶴點指

阮文□點指

阮文請點指

- (16) 族加入申請を行った三人が已に阮姓を名乗っている點も注意を要する。恐らく阮登氏と婚姻を繰り返す過程で陳・阮の複姓状態になっており、状況に應じて二つの姓を使い分けていたのであろう。

- (17) 前掲註(2) 拙稿、五〇頁圖表6を参照。

- (18) キン族の場合、姓と名の間に「氏」「三」がつく場合は女性であり、男性には用いない。誤記とは考えにくい。

- (19) 大西和彦氏（トウアテイエン）フエ省タインフォック村諸族所藏族譜・家譜中の道教關係記事初探「『ベトナムの社會と文化』四、二〇〇三年、一一〇～一三九頁）が清福集落文書の道教關係記事から廣南阮氏の道教について検討しているが、集落内での宗教實踐についてはまだ本格的検討はなされていない。

- (20) 前掲註(2) 拙稿、四七頁参照。

- (21) 大越國順化處肇豐府富榮縣洪福社居奉道樵主族首阮福貴
阮玉鯨：〈中略〉：阮玉慈全族等、言念情旨。祈爲言念、叨
爲人子。忝以玄孫荷乾坤覆載之恩、感祖宗生成之德述。於
茲年臣全族等、想其前例、報答祖先、擇日平安、虔修法事。
求存顯上高々祖陳留郡阮爲大郎：〈中略〉：阮氏烹等魂、追
念生前事々、能無慚過、還恩繼後悠々、未護超昇。上自高
曾祖考未登於真境、下及戚屬玄孫或未脫於冥塗。祈諸靈爽
欲歸仙界、虔修式、按沖科、涓取本月十三日、請命道流、
就于淨處、修設雷公樵主兼解除重喪神煞祈安樵壇一筵。咸
依道典、如式宣行。於中特設、誦誦真經、宣揚禮謝。：
- (22) 便宜上、本稿ではこれらの史料も含めて「家譜」として
おく。
- (23) 大西和彦「ベトナムの雷神信仰と道教」、塚田誠之（編）
『中國・東南アジア大陸部國境地帯における諸民族文化の
動態』國立民族學博物館、二〇〇六年、九六―一〇〇頁、
及び同「一八世紀ベトナム儒教入門者の道教儀禮」『東洋
文化研究』一四、二〇一二年、六七―九八頁參照。
- (24) 前掲註(19) 大西論文、一二八―一三二頁。
- (25) 大南國承天府香茶縣永治總清福社族長阮玉侍：〈中略〉：
阮氏成全族男女大小等竊念、木之千條鬱鬱從本、而生水之
萬派滔滔由源。所出驗物類、有根有本。蓋人生由祖由宗。
茲臣等族出一門、繼傳萬代、總而群、林而聚。荷乾坤覆載
之恩、邇不泄、遠不忘、感祖宗生成之德。故內外雖云有異
念、追思罔有何殊。聊耦萬寸忱懇款、致誠致敬、祭壇爰啓
深祈、乃脫乃超。恭薦顯上高高高祖陳留郡阮爲大郎、高
- 高高祖阮遇大郎：〈中略〉：阮公無名、配以顯上高高高高祖
妣京兆郡黎氏采大娘：〈中略〉：阮氏卒稍普及門中、先遠戚
屬・有名無位・有位無名・卒稍男女等諸香魂、共赴祭筵、
同來歆享。伏願、祖先超度、同登快樂之鄉、全族平安、共
享延長之慶。(以下略)
- (26) 潘有氏の史料作成については前掲註(2) 拙稿、四六―
四九頁參照。
- (27) 大越國順化處承天府香茶縣永治總清福社居奉道樵主族長
潘有譜：〈中略〉：潘氏定全族情旨、祈爲言念。木之千條鬱
鬱從本、而生水之萬派滔滔由源。所出驗物類、有根有本。
蓋人生由祖由宗。茲臣等族出一門、繼傳萬代、總而群、林
而聚。荷乾坤覆載之恩、邇不泄、遠不忘、感祖宗生成之德。
故內外雖云有異念、追思罔有何殊。聊耦萬寸忱懇款、致誠
致謹、祭壇爰啓深期、乃脫乃超。
- (28) 本月（筆者註…六月）十四日、恭值渺天夏節季月良辰、
謹寶香信、詣叩玄門、請命道流、就于淨處、修設雷司薦接
祈安樵壇。一日夜、咸依道典、如式宣行。(以下略)
- (29) 末成道男「中部ベトナムにおける墓祀り…清福村の事例
から」『東洋大學學術フロンティア報告書 二〇〇八年度』、
二〇〇八年、一五〇―一六一頁。
- (30) 「TP阮玉20」は三點の土地契約文書を一つにまとめて
小冊子状に綴ったものであり、祠堂建設地購入の土地契約
文書は三番目に綴られている。この他、ほぼ同内容のも
のが「TP阮玉22」にも綴られているが、こちらには署名
部分に點指がない。「TP阮玉20」の紙質の劣化に對應し

て、後世に書き寫されたものと考えられる。ベトナムの土地契約文書の特徴については山本達郎、「安南の不動産賣買文書」『東洋學報』（東京）一一、一九四〇年、三七〇～三八三頁を參照。

(31) これ以外に阮登氏が土地契約文書「TP阮登3」により一八八七年頃に祠堂を建設していたことが確認できる。阮文氏は不明だが、長支とされる阮玉氏より早いということはないであろう。

(32) 富榮縣洪福社員職行都郷老本社等

計

一、立券。本社同合在亭中所定。由前年公務搜役甚多、乃受債各家人、受債該隊積、行立詞。良舉此田拾五畝事、已下耕畢、本社乞此舊契。茲該隊積無許追問此利錢。自三月至九月再乞。單申到公堂官、付田許本社耕作。無方討回、致員職本社同合、定良舉此田許各族、本社取錢各族、還此債該隊積各家、如田各族以爲香火、傳子留孫。若後某員人不遵此券、認食此田、失其香火、則本社據內族、此人替此、許此族以勞奉祀。免錢、爲外之人、不在鄉黨。遵券而行、永爲香火。茲券。

…(中略)…

又交如租稅、各族從本社例。

嘉隆十二年十月二十陸日。(以下略)

(33) 清福集落に現存する他の典賣契約文書もほとんどが三月もしくは九月に買い戻しが設定されている。稻の作附け期

間中に買い戻しを行った場合、收穫された米の所有權の歸屬が複雑になるため、稻の收穫後(二期作)に買い戻しを請求する慣行が成立していたと考えられる。買い戻し期間是一年前後とかなり短期間に設定されているものが多い。

(34) 清福集落における土地契約文書を見る限り、斷賣・典賣價格は概ね一畝当たり二〇〇～三〇〇貫であり、これと比較すると安價である。但し、土地契約文書はほとんどが一九世紀後半のものである。物價や通貨の問題を考慮しなくては比較できない。今後の課題としたい。

(35) 「DTP26」は内容的には黎族の一派に賣却したものであるが、なぜこれだけがデインに所藏されているのかは不明である。ちなみに現在の黎族はほとんど史料を保有していない。

(36) 潘文氏祠堂の土地契約文書「TP潘文15」は清福集落から直接購入しているにもかかわらず、「DTP27」に完全に對應する記載を見いだせない。「DTP27」で「潘族潘文恩」に賣却されたもののうち一箇所を取引しているように思われるが、文面を見る限り清福集落から直接購入しており、「TP潘玉5」のように族内で分割している形跡はない。あるいは「潘族潘文恩」を中心とした購入者團體の構成の複雑さに起因している可能性もあるが、詳細は不明とするしかない。

(37) あるいは後述する族有田耕作權のように、社内で競賣が實施された結果であるのかもしれない。

(38) 櫻井由躬雄『ベトナム村落の形成——村落共有田——

ンディエン制の史的展開——」創文社、一九八七年、五〇三～五〇八頁。

(39) 拙稿「ベトナム黎鄭政權における徴税と村落」『東方學』一一九、二〇一〇年、九一～一〇七頁。

(40) 前掲註(2)拙稿、三四～四二頁参照。

(41) Nguyễn Khắc Thuần (ed.), *Phủ biên tạp lục*. Hà Nội: Nxb. Giáo dục, 2008. 影印 105b-106a.

(42) 順化處二百年、生聚之餘、邑里相望。即癸巳年丁簿、九縣州八百六十二社村坊、人數共十二萬六千八百五十七人、納差餘各錢至三千六百貫。可謂盛矣。而寔田不過十五萬三千百八十一畝、豈非人多田少。昔辰同狃商販流通、富春米十升爲一斛、僅錢三陌、可充一人一月之食。民未汲汲於農也。今歸仁構亂、嘉定隔阻、人相以乏食爲憂。故王帥甫定以來、米價貴而田價亦高。香茶・廣田・富榮三縣之民、以執田贖田生訟不已、損錢莫惜。丙申四月、將出曉條例、其照違自將講說、以免訟爭。然有四十年前一匠婦斷賣私田文契、爲同社公田、而爭贖、有十年前一人家斷賣私園文契、爲本族香火、而投告。其弊猶未已也。

(43) Nguyễn Khắc Thuần (ed.), *op. cit.*, 影印 106a-107a.

(44) 丙辰年四月二十日、鎮撫衙門曉條。各社公田私田、現有見耕籍、從前因被償官通、經朱批許斷賣爲私。或自寫爲私田致民、或無田爲生、其弊所當釐正。凡公田斷賣、不問年月久近・輪流買賣、并許追契贖田、均給生業。買者不得固執。自茲、既贖後不得再將斷賣。違者、買賣之人各有罪及一、各社公債田、從來被雇頗多及又延引年限、致社民無

以爲業。茲權。宜酌量。

一、凡全社所雇、公田百十畝以上、毀錢未滿限、無折半還民、以資生業。其各社民、仍照雇契內引、還原錢半分在買用人。若賣有交贖者、聽贖其逐人口分。公田雇借者、亦依此例、自今以後、凡有雇借、定以一年半或二年爲準、不可過多。(以下略)

(45) ただし、これにより清福集落で正丁と寓居民の間に大きな経済的格差が生まれていたかどうかは疑問である。清福集落への移住者は先述のように水軍関係者、造船関係者が主であり、それぞれ農業以外の収入源を持っている。彼らが農業を営む場合、それにより生計を立てるといよりは、自家消費を前提にした家庭菜園的なものである可能性が高い。

(46) Ngô Đức Thọ, Nguyễn Văn Nguyên, Philippe Papin (eds.), *Đông Kinh Địa dư chí*, tập 3. Hà Nội: Nxb. Thế Giới, p. 298.

(47) 収入について記していないとはいえ、支出については購入日、購入物、価格、購入場所などが詳細に記されているものも多く、社会経済史的に重要史料であることは間違いない。また、祠堂の建設や修繕といった特に大きな費用が必要な場合は、これとは別に族人が贖出して資金を作っている。

(48) 度量衡については関本紀子『はかりとものさしのベトナム史』風響社、二〇一〇年参照。「方」は容積単位だが、阮朝期に一斛＝二方＝二六升と公定されており、これに従

えば一方〓初七〇kg前後となる。しかし「方」は佛領期に導入されたビクルの漢語表記の可能性もあり、この場合は約六〇kgとなる。さらに地方的な容積單位が使用されていた可能性もあり、ここでは特定しがたい。また一九五五年四月に實施された競賣結果に比べると倍以上の量となっているが、前回は數年分の耕作權を競賣に付していた可能性がある。

(49) 一九五五年度の競賣總額は初六七方半、それに對し一九五四年年度の初賣却量は六七方であり、ほぼ釣り合っている。これは前年度の初賣却量に應じて、新年度の競賣における初總量を決めていたことを疑わせる。競賣とはいっても潘有氏の人々のみが参加するものであり、實態はほぼ族人間の申し合わせにより落札者や金額が決まっていた可能性が高い。

- (50) ただしこれは經濟的に閉鎖的空間、つまり自給自足的空間になったという意味ではない。
- (51) 宮嶋博史、「東アジア小農社會の形成」、溝口雄三・濱下

武志・平石直昭・宮嶋博史(編)『アジアから考える(6)長期社會變動』東京大學出版會、一九九四年、六七〜九六頁。

- (52) 參考として一八世紀末段階の世帯構成を以下に示す。ディン所藏の『園簿』(DTP 68, DTP 70)によれば一七七二年時點の集落内の住居數は一〇〇屋、また西山朝丁簿(DTP 45)によれば一七八六年時點の人丁數は一八五人である。一七七二〜一七八六年の間に大きな人口の増減はないと假定すると、一つの家屋につき平均一・八五人の成人男性がいたことになる。これにはほぼ同數の成人女性がいたと見るべきであろう。従って、この數値からは祖父母十父母十未成年の子供という比較的小規模な世帯構成が想定される。成人に達した子供は條件が整い次第、婚姻して別居するのが通常であったと推測される。

- (53) 各親族集團内で階層分化が進んでいた可能性もあるが、現時點では不明である。

〔附記〕 本稿の執筆の基礎となる調査にあたっては末成道男氏、西村昌也氏に便宜を圖って頂いた。また現地においてもフエ科學大學史學科の Nguyễn Quang Trung 氏、Nguyễn Văn Đăng 氏、トゥアティエン・フエ省博物館の Huỳnh Đình Kết 氏、ティンフオック村村長の Nguyễn Quang Tinh 氏など多くの方に圓滑な調査遂行のためにご盡力頂いたほか、フースアン大學の Trần Văn Quyên 氏にはほとんどの調査にご同行頂いた。ここに記して感謝の意を表したい。

また本稿は平成二四年度科學研究費補助金(特別研究員奨励費)の成果の一部である。

**THE FORMATION OF VILLAGE SOCIETY AND KINSHIP GROUPS
IN THE ENVIRONS OF HUẾ, VIETNAM :
THE CASE OF THANH PHƯỚC VILLAGE FROM
THE 18TH TO THE 19TH CENTURIES**

UEDA Shin'ya

A traditional Kinh village is a territorial collective unit composed of a federation of several patrilineal kinship groups, but, on the other hand, the patrilineal kinship group is an internal organization of the village as territorial collective unit, and the two are closely related. Therefore, in examining the process of the formation of a traditional Kinh village, it is necessary not only to analyze the village as a territorial collective unit, but also to consider the formation and changes of the patrilineal kinship groups that comprise the village. In this paper, the author employs the case of Thanh Phước village in the vicinity of Huế to examine the formation of patrilineal kinship groups that survive today from such a viewpoint and concludes the following.

Clans involved in land reclamation in the 18th century were as a rule patrilineal, however, they were not thoroughly patrilineal in responding to external migrants, but were rather flexible in accordance with the situation. In terms of religious practices, there was a mix of Confucianism, Buddhism, and Taoism, and permanent special facilities such as a center for ancestral rituals such as the *từ đường* 祠堂 had not yet been established. However, from the 19th century onward, the patrilineal principle came to be rigorously applied over time in Thanh Phước, and it became difficult for later migrants to become members of the reclamation clans. In addition, this led to difficulties for later migrants in gaining village membership because it was limited to clans involved in reclamation. On the other hand, armed with a monopoly on village membership, the reclamation clans reserved for themselves clan lands by arbitrarily managing the *công điền* 公田, which was actually village common land, and thereby strengthened their financial base. The fact that reclamation clans established *từ đường* one after another during the 19th century was probably largely due to this situation. Establishment of *từ đường* led to the strengthening of the Confucianism character of the ritual practices of the reclamation clans and to advancing the protection of the vested interests of the reclamation clans against those of later migrants through the Confucian patrilineal principle.

With the cases of China, Korea, and Japan in mind, the small farmers society theory has been used to argue long-term social changes in East Asia and the formation of traditional society in the early modern period, and, as has been demonstrated above, it is applicable in large measure to Kinh society in Vietnam.